

姫路市消防団アプリ構築業務委託
姫路市消防団アプリ運用保守業務委託
入札説明書

令和 8 年 7 月 1 3 日
姫 路 市

1 募集の概要

(1) 業務名

姫路市消防団アプリ構築業務委託

姫路市消防団アプリ運用保守業務委託

(2) 履行期間

ア 構築業務委託：契約締結日から令和8年10月31日まで

イ 運用保守業務委託：令和8年11月1日から令和13年10月31日まで（5年間の長期継続契約）

(3) 履行場所

姫路市三左衛門堀西の町3番地

(4) 業務の目的及び概要

本業務は、火災・救助等の消防団活動において、事案発生情報をスマートフォンへ迅速に伝達し、団員の活動状況等を一元的に管理するとともに、連絡体制の整ったアプリケーションを利用することで、団員の活動を支援し、庶務事務の効率化を図ることを目的としたシステムのサービス提供及びそれに伴うシステムの環境構築・設定を委託するもの。

また、構築・設定したシステムの運用・保守業務を委託するもの。

2 参加資格

入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定による業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 「コンピュータ・情報処理関連業務」の業種及び「システム開発・運用」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。

イ 公告の日において、法人にあっては姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。

ウ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

- (イ) 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていないこと。
- オ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 入札に参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ａ 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ｂ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。ａについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ａ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ｂ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

- ａ 組合とその組合員の関係にある場合
- ｂ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

- キ 都道府県又は市区町村に対して、消防団アプリの運用実績があること。

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布期間及び場所

配布期間	公告の日から令和８年（２０２６年）８月２６日まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/anzen/0000033753.html))

4 入札参加申込み

- (1) 参加申込者は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類（以下「参加表明書類」という。）を郵送又は持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、参加表明書類を郵送により提出する場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによることとし、持参する際は、事前に連絡をした上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札申込書兼入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）

ウ 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その 3 の 2。法人の場合、税務署様式その 3 の 3。）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）

エ 関連企業申告書（様式第 2 号）

オ 令和 8 年 4 月 1 日以降に、都道府県又は市区町村に対して、消防団アプリの運用実績があることを証する書類（契約書等の写し）

- (2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送 郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録の確認ができる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録の確認できない場合は、入札参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。
受付期間	公告の日から令和 8 年（2026 年）7 月 27 日（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 15 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで 郵送により提出する場合は、受付期間最終日の午後 5 時必着
申込書の提出先	姫路市三左衛門堀西の町 3 番地 姫路市消防局総務課 消防団担当（以下「総務課」という。） （姫路市防災センター 3 階）電話番号 079-223-9515

5 入札参加資格の審査

- (1) 姫路市は、提出された参加表明書類により入札参加資格の審査を行い、その結果を令和 8 年（2026 年）7 月 30 日までに、確認通知書を電子メールにて発送することで通知する。
なお、入札参加資格の確認日は入札参加申込の受付期間最終日とする。
- (2) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

- (3) 入札参加資格がないと認められた参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和 8 年（2026 年）8 月 6 日正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由について説明を請求する旨を書面又は電子メール（送信先：syob-somu@city.himeji.lg.jp）にて、総務課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。

6 質疑について

- (1) 前 2 項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこの入札に関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第 3 号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

syob-somu@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和 8 年 8 月 6 日正午まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和 8 年 8 月 1 2 日午後 1 時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する仕様書の追加事項又は修正事項として取扱う。

イ 質問の内容に参加者を特定することができる記載があるもの又は提出期限より後に本市のメールサーバーに到達したものについては、回答しない。

ウ 質問者名は公表しない。

7 入札に関する事項

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和 8 年（2026 年） 8 月 1 9 日 午後 3 時
入札及び開札の場所	姫路市三左衛門堀西の町 3 番地 姫路市防災センター 3 階 第 1 ・第 2 会議室

(2) 入札方法等

- ア 入札書は指定する様式（様式第 4 号）を使用すること。
- イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状（様式第 5 号）を入札書と同封すること。
- ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の使用印を押印すること。
- エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
- オ 入札を辞退する場合は、入札日までに理由を付した辞退届（様式第 6 号）を提出すること。一度提出した辞退届は、撤回をすることはできない。

(3) 入札に関する条件等

- ア 入札を行うときは、印刷した確認通知書を持参し、提示すること。
- イ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は認めない。
- ウ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- オ 入札書に記載する金額は、いずれも千円単位とすること。
- カ 入札書に記載する金額は、構築費と運用保守額を合計したものとし、それぞれ内訳も記載すること。

(4) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

8 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）第 29 条の規定を適用する。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が第 7 項第 1 号に定める日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載し

た制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札、その他入札参加資格のない者のした入札

- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、直前の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 第2項第3号カに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は、無効としない。

10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者を決定した場合は、姫路市契約規則第24条の規定に基づき、契約を締結する。（契約締結予定日：令和8年8月26日）
- (4) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

11 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 初回又は再度入札の結果、落札者となるべき入札をした者がおらず、かつ次の再度入札に参加できるものが1者のみとなった場合は、入札を打ち切ることとする。

1 2 その他

- (1) 予定価格は、非公表とする。
- (2) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (3) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、姫路市登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 発注者は令和９年度（2027年度）以後において、本業務に係る予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、本業務の受注者に損害があるときは、受注者は、その損害の賠償を姫路市に請求することができるものとし、この場合における賠償額は、協議の上、定めるものとする。
- (7) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。電子契約を希望する場合は、決定後、速やかに電子契約利用申請書を総務課まで提出すること。なお、業者登録の電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。
(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/0000026069.html>))